

関係機関・研究者等が特定された寄付金に関する細則

規定第463号

一部改正 2008年 4月 1日 2013年 4月 1日
2015年 6月 4日 2024年 4月 1日 2025年 4月 1日

(目的)

第1条 教育研究等に関する寄付金取扱規程（以下「規程」という。）に定める大学が設置する機関又はこれに属する研究者等が特定された寄付金（以下「関係機関等特定寄付金」という。）の取扱いについては、規程に定めるもののほか、この細則及び、受配者指定寄付金の受入に関する規程の定めるところによる。ただし、現物寄付に関するものは、関連規程の定めるところによる。

(受入決定)

第2条 関係機関等特定寄付金の受入れ等は、関係機関又は研究代表者が関係機関の長の承認を得て申請し、規程第3条各号により決定する。

(受入の条件)

第3条 前条の決定は、当該研究等が規程第2条の主旨に該当すると認められるものでなければならない。

(受入方法)

第4条 関係機関等特定寄付金は、次の各号の一の方法により受け入れる。

- (1) 特定公益増進法人に対する寄付金制度
- (2) 受配者指定寄付金制度

(使途)

第5条 関係機関等特定寄付金は、規程第2条第4号の目的に充当する。

(研究代表者)

第6条 関係機関が特定されたものについてはその機関の長、研究者が特定され、当該研究者が2人以上の場合は1人の代表者を研究代表者と定め、計画立案、研究等に当たらなければならない。

(計画書の作成)

第7条 研究代表者は当該研究の開始にあたり計画書を作成しなければならない。

(研究費)

第8条 関係機関等特定寄付金による研究を実施するための経費（以下「研究費」という。）は、大学の一般会計により、個別管理されなければならない。

- 2 研究費の支出の開始は、大学に入金された日以降とする。
- 3 研究費は、当該研究を実施する上で直接的に必要な経費（以下「直接経費」という。）及び事務処理費、施設利用費等間接的に必要な経費（以下「間接経費」という。）とする。
- 4 前項の間接経費は、関係機関等特定寄付金の5%に相当する額とする。ただし、寄付者が政府機関、地方公共団体、財団法人等である場合、又は内容について別段の定めがある場合は、大学が個別に決定する。
- 5 研究代表者は、別に定める研究費使用要領に基づき、直接経費の範囲内で研究費を使用することができる。
- 6 研究費に基づく国外出張の決裁については、所属機関長の承認を経て、研究開発センター室長が行う。
- 7 研究費に基づく国内外の出張旅費については、次の各号のとおり支給する。
 - (1) 交通費は、研究出張ごとに合理的な経路及び方法により支給する。
 - (2) 日当は、本別表のとおり支給する。
 - (3) 宿泊料は、別表に定めた宿泊料を基準として宿泊日数分の金額を上限に実費支給する。ただし、大学が必要と認めた場合に限り、これを超えて支給することができる。

(事前協議)

第9条 前条の支出にあたっては、規程第4条によるものとする。ただし、これにより難しいものについては、研究代表者は関係機関の長及び担当部局長と協議のうえ支出することができる。なお、資産となる物品の調達、国外出張、アルバイト採用等については、担当部局と事前に協議しなければならない。

（研究費の支出期限）

第10条 「特定公益増進法人に対する寄付」として受け入れた研究費の支出期限は、原則として関係機関等特定寄付金の納入日から10年目の年度末日までとする。ただし、寄付者が政府機関、地方公共団体、財団法人等である場合、又は内容について別段の定めがある場合は、大学が個別に決定する。

2 支出期限までに使用されなかった研究費の残額については、その他の教育研究経費に充当するものとする。

（研究補助員）

第11条 研究者は、研究の実施にあたり、研究補助員を置くことができる。

2 前項の研究補助員についての処遇等は、科学研究費補助金等競争的資金研究補助員に関する規程を準用する。

（研究等の変更）

第12条 当初の計画に大幅な変更が生ずる場合又は特別な事由により研究等中止する場合は、研究代表者はすみやかにその処置について関係機関の長に報告し、必要な手続きを取らなければならない。

2 前項の中止の場合には、当該日までの研究費をすみやかに精算しなければならない。精算時に使用されなかった研究費の残額については、その他の教育研究経費に充当するものとする。ただし、研究代表者が新たな研究計画を立案した場合は、その計画に基づいて使用することができるものとする。

3 研究代表者が定年退職、若しくは他の機関に転出する場合には研究代表者の変更を認める。また、「特定公益増進法人に対する寄付」については、研究代表者の希望により、転出先機関に寄付金を移し替えることができる。

（資産等の帰属）

第13条 研究費により取得した資産等は大学に帰属する。

2 前項の資産等は、研究代表者が他の研究機関に転出する場合には、研究代表者の希望により異動先機関に移管することができる。

（研究成果の公表）

第14条 当該研究によって得られた成果については、当該研究完了以降、原則として研究代表者によって公表されるものとする。

（知的財産権）

第15条 研究等の実施により得られる知的財産権は、原則として大学の帰属とする。

2 大学に所属する研究者は、別に定める法政大学職務発明等に関する規程を遵守しなければならない。

（研究関連書類）

第16条 この細則の各種手続において必要とされる書類は、別に定める様式によるものとする。

（細則の改廃）

第17条 この細則の改廃は、職務権限規程に基づき行う。

付 則

1 この細則は、平成3年7月24日から施行する。

2 この規程は施行1年を経過した時点で見直すものとする。

3 この細則は、2008年4月1日から一部改正し施行する。

4 2008年3月31日時点で既に納付されている関係機関等特定寄付金については、第8条の支出期限を2011年3月31日までとする。また、第9条は適用しないものとする。

5 この細則は、すでに納付された関係機関等特定寄付金を対象に2013年4月1日から一部改正し施行する。

6 この細則は、2015年6月4日から一部改正し施行する。

- 7 この細則は、 2 0 2 4 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。
- 8 この細則は、 2 0 2 5 年 4 月 1 日から一部改正し施行する。

別表

出張先区分	研究者等の種別	日当	宿泊費
国内	研究者等	4,000円	13,100円
	学生（大学院生・学部生）	2,800円	
国外	研究者等	8,000円（31日以降は6,400円）	25,000円（同一宿泊先31日以降は20,000円）
	学生（大学院生・学部生）	5,600円（31日以降は4,500円）	